

いちき串木野市まちづくり計画 新旧対照表

ページ	項目	変更	現行
P5	第1章 序論 3 新市まちづくり計画策定の方針 (3)計画の期間	本計画の期間は、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く <u>15</u> 年間とします。	本計画の期間は、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く <u>10</u> 年間とします。
P63	第8章 財政計画	新市の財政計画は、平成17年度から <u>平成32年度までの16年間</u> について、歳入・歳出の各項目ごとに過去の実績や今後見込まれる制度改正等による影響額、人口推移等を勘案し、普通会計ベースで策定したものです。 <u>(平成26年度以前は決算額、平成27年度は決算見込額、平成28年度以降は推計額。)</u> 策定においては、 <u>合併特例債の発行可能額を全額活用するものとしていますが、計画期間以降も新市の健全な財政運営を堅持することを前提としています。</u>	新市の財政計画は、平成17年度から <u>平成27年度までの11年間</u> について、歳入・歳出の各項目ごとに過去の実績や今後見込まれる制度改正等による影響額、人口推移等を勘案し、普通会計ベースで策定したものです。 策定においては、 <u>合併後11年間及びそれ以降の新市の健全な財政運営を堅持することを前提とし、合併特例債等の国・県の財政支援措置を考慮しています。</u>
P63	1 歳入	(1)地方税 <u>過去の実績、税制改正（軽自動車税等）の影響などを考慮して推計しています。</u> (2)地方譲与税 <u>平成27年度の決算見込額と同額で推計しています。</u> (3)利子割交付金 <u>平成27年度の決算見込額と同額で推計しています。</u> (4)配当割交付金 <u>平成27年度の決算見込額と同額で推計しています。</u>	(1)地方税 <u>今後の経済成長は見込まず、市町村民税、固定資産税、その他の地方税に分けて算出し、平成15年度決算見込額を基に、平成16年度地方税制改正による影響額を考慮して推計しています。</u> (2)地方譲与税 <u>平成15年度決算見込額に、平成16年度から創設される所得譲与税を考慮して推計しています。</u> (3)利子割交付金 <u>平成15年度決算見込額で推移するものとしています。</u> (4)配当割交付金 <u>平成16年度収入見込額で推移するものとしています。</u>

ページ	項目	変更	現行
P63 ～64	1 歳入	<p>(5)株式等譲渡所得割交付金 <u>平成 27 年度の決算見込額と同額で推計しています。</u></p> <p>(6)地方消費税交付金 <u>平成 27 年度の決算見込額及び税制改正等の影響を考慮して推計しています。</u></p> <p>(7)自動車取得税交付金 <u>平成 27 年度の決算見込額及び税制改正等の影響を考慮して推計しています。</u></p> <p>(8)地方特例交付金 <u>平成 27 年度の決算見込額と同額で推計しています。</u></p> <p>(9)地方交付税 普通交付税については、<u>合併算定替の段階的縮小・廃止、特別交付税との配分割合の変更、支所に要する経費の算定等及び人口減の影響を考慮して推計しています。</u> 特別交付税については、<u>過去の実績及び普通交付税との配分割合の変更等を考慮して推計しています。</u></p> <p>(10) 交通安全対策特別交付金 <u>平成 27 年度の決算見込額と同額で推計しています。</u></p> <p>(11)分担金及び負担金 <u>平成 27 年度の決算見込額及び制度改正等を考慮して推計しています。</u></p>	<p>(5)株式等譲渡所得割交付金 <u>平成 16 年度収入見込額で推移するものとしています。</u></p> <p>(6)地方消費税交付金 <u>平成 15 年度決算見込額で推移するものとしています。</u></p> <p>(7)自動車取得税交付金 <u>平成 15 年度決算見込額で推移するものとしています。</u></p> <p>(8)地方特例交付金 <u>平成 15 年度決算見込額で推移するものとしています。</u></p> <p>(9)普通交付税 普通交付税については、<u>現行制度による実績を踏まえ、平成 16 年度地方財政計画や国の地方交付税の改革による影響を勘案するとともに、普通交付税の算定の特例（合併算定替）及び合併直後の臨時的経費や合併特例債に対する普通交付税措置などを考慮して推計しています。</u></p> <p>(10)特別交付税 <u>特別交付税については、普通交付税同様、現行制度による実績を勘案のうえ、新市まちづくりに対する特別交付税措置などを考慮して推計しています。</u></p> <p>(11)交通安全対策特別交付金 <u>平成 15 年度決算見込額で推移するものとしています。</u></p> <p>(12)分担金・負担金 <u>平成 15 年度決算見込額で推移するものとしています。</u></p>

ページ	項目	変更	現行
P64	1 歳入	<p><u>(12)使用料及び手数料</u> <u>平成 27 年度の決算見込額に今後の動向を考慮して推計</u> <u>しています。</u></p> <p><u>(13)国庫支出金</u> <u>扶助費に係るものについては、今後の見込みから算出し、</u> <u>投資的経費に係るものは、個別の事業計画から推計してい</u> <u>ます。</u> <u>また、その他の歳出に係るものについては、過去の財源</u> <u>割合から推計しています。</u></p> <p><u>(14) 県支出金</u> <u>扶助費に係るものについては、今後の見込みから算出し、</u> <u>投資的経費に係るものは、個別の事業計画から推計してい</u> <u>ます。また、その他の歳出に係るものについては、過去の</u> <u>財源割合から推計しています。</u> <u>また、平成 28 年度から 32 年度まで原子力発電施設立地</u> <u>地域基盤整備支援事業交付金を見込み推計しています。</u></p> <p><u>(15)財産収入</u> <u>平成 27 年度の決算見込額に第 3 次行政改革大綱に基づ</u> <u>く推進計画の実施を考慮して推計しています。</u></p> <p><u>(16)寄附金</u> <u>ふるさと納税寄附金については、平成 27 年度の決算見込</u> <u>額に第 3 次行政改革大綱に基づく推進計画の実施を考慮し</u> <u>て推計しています。</u></p>	<p><u>(13)使用料</u> <u>平成 15 年度決算見込額で推移するものとしています。</u></p> <p><u>(14)手数料</u> <u>平成 16 年度収入見込額で推移するものとしています。</u></p> <p><u>(15)国庫支出金</u> <u>性質別の歳出経費に対する財源実績割合を考慮して推計</u> <u>しています。更に、合併に係る国の財政支援（合併市町村</u> <u>補助金）等を考慮しています。</u></p> <p><u>(16)県支出金</u> <u>性質別の歳出経費に対する財源実績割合を考慮して推計</u> <u>しています。更に、合併に係る県の財政支援（市町村合併</u> <u>特例交付金）等を考慮しています。</u></p> <p><u>(17)財産収入</u> <u>過去の実績等を考慮して算出した額で推移するものとし</u> <u>ています。</u></p> <p><u>(18)寄附金</u> <u>特殊要因として計上していません。</u></p>

ページ	項目	変更	現行
P64 ～65	1 歳入	<p><u>(17)繰入金</u> <u>単年度の財政収支に合わせ不足分を基金から繰入れるよう推計しています。市債管理基金については、合併特例債の償還額の3割程度を繰入れるよう推計しています。</u> <u>また、合併まちづくり基金については、前年度末までに償還した額の範囲内で平成 28 年度以降繰入れるよう推計しています。</u></p> <p><u>(18)繰越金</u> <u>前年度の収支差額を計上しています。</u></p> <p><u>(19)諸収入</u> <u>平成 27 年度の決算見込額から特殊要因を控除し、今後の見込み等を考慮して推計しています。</u></p> <p><u>(20)地方債</u> <u>臨時財政対策債については、現制度を基に、通常債及び合併特例債については、新市まちづくり計画に基づく投資的経費に対応して推計しています。</u> <u>なお、合併特例債については、発行可能額を全額活用するものとして推計しています。</u></p>	<p><u>(19)繰入金</u> <u>必要に応じて財政調整基金及び減債基金等からの繰入金を活用することとしています。</u></p> <p><u>(20)諸収入</u> <u>過去の実績等を考慮して算出した額で推移するものとしています。</u></p> <p><u>(21)地方債</u> <u>臨時財政対策債については、国・地方のプライマリーバランスを黒字化するという目標を考慮し、段階的に削減されるものとして推計しています。通常債及び合併特例債については、普通建設事業費などの歳出額に対応して推計しています。</u></p>

ページ	項目	変更	現行
P65	2 歳出	<p>(1)人件費 <u>議員定数は現行の人数とし、職員数は職員定員適正化計画に基づき、平成 27 年度 344 人を平成 32 年度 337 人としています。なお、普通会計ベースでは、平成 27 年度 310 人を平成 32 年度 303 人で推計しています。</u></p> <p>(4)物件費 <u>平成 27 年度の決算見込額から特殊要因を控除し、第 3 次行政改革大綱に基づく推進計画の実施（事務事業の再編・整理等、物件費の削減）を考慮して推計しています。</u> <u>また、職員定員適正化計画に伴う臨時職員の賃金等及びふるさと納税推進経費を見込み推計しています。</u></p> <p>(5)維持補修費 <u>平成 27 年度の決算見込額と同額程度で推計しています。</u></p> <p>(2)扶助費 <u>平成 27 年度の決算見込額から特殊要因を控除し、制度改正及び今後の動向等を考慮して推計しています。</u></p> <p>(6)補助費等 <u>平成 27 年度の決算見込額から特殊要因を控除し、第 3 次行政改革大綱に基づく推進計画の実施（事務事業の再編・整理等）を考慮して推計しています。</u></p>	<p>(1)人件費 <u>特別職・議会議員等の減員による経費削減を見込み、また、一般職員分は退職者に対する補充を抑制することによる経費削減を見込んで推計しています。</u></p> <p>(2)物件費 <u>委託料とその他の物件費に分けて推計し、合併による削減効果を見込み計上するものとしています。</u></p> <p>(3)維持補修費 <u>過去の実績等を考慮して算出した額で推移するものとしています。</u></p> <p>(4)扶助費 <u>高齢者福祉分については、将来の高齢者数に連動させて推計し、その他については、将来推計人口に連動させて推計しています。</u> <u>また、市制施行に伴う新たな経費を見込んでいます。</u></p> <p>(5)補助費等 <u>合併当初に合併による削減効果を見込み計上するものとしています。</u></p>

ページ	項目	変更	現行
P65 ～66	2 歳出	<p>(3)公債費 平成 26 年度以前の借入に伴う償還額に、平成 27 年度以降の合併特例債や新たな地方債の借入に伴う償還額を加算して推計しています。</p> <p>(7) 積立金 単年度収支が黒字になる場合は、後年度の財政運営のために基金を積立てるものとして推計しています。 また、ふるさと納税による寄附金を積立てるものとして推計しています。</p> <p>(8)投資及び出資金、貸付金 平成 27 年度の決算見込額と同額で推計しています。</p> <p>(9)繰出金 過去の実績、平成 27 年度の決算見込額及び今後の動向等を考慮して推計しています。</p> <p>(10)投資的経費 普通建設事業費は、合併特例債の発行可能額を全額活用したうえで、新市まちづくり計画に基づき、財政収支上、実施可能な事業費を年度ごとに見込んで推計しています。 また、災害復旧費は、平成 27 年度の当初予算額と同額で推計しています。</p>	<p>(6)公債費 既発分に伴う償還額に、合併後の合併特例債や新たな地方債の借入に伴う償還額を見込んでいます。</p> <p>(7)積立金 単年度収支が黒字になった場合、後年度の財政運営のために、基金に積立てるものとしています。また、合併特例債による基金造成分を見込んでいます。</p> <p>(8)投資及び出資金、貸付金 平成 16 年度当初予算並みで推移するものとしています。</p> <p>(9)繰出金 高齢者関連特別会計分については、将来の高齢者数に連動させて推計し、国民健康保険事業会計分は将来人口に連動させて推計しています。その他については、一定または起債償還額を勘案して推計しています。</p> <p>(10)普通建設事業費 新市まちづくり計画に基づき財政収支上、実施可能な事業費を年度ごとに見込んで推計しています。</p>